

平成 24 年 9 月 18 日

東日本大震災・原子力発電所事故により避難されている方の
取引銀行以外での預金払戻し開始について

この度の東日本大震災により被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。

私ども第二地方銀行協会会員行のうち下記 5 行は、今回の震災や原子力発電所の事故に伴い、被災地域から避難されたお客様を対象に、全国 118 銀行のご協力をいただき、これらの銀行の営業店窓口で預金の払戻しをお取扱いしておりますので、ご案内いたします。

記

1. 避難されている方がご預金されている銀行（取引銀行）

銀行名	本店所在地
きらやか銀行	山形県山形市
北日本銀行	岩手県盛岡市
仙台銀行	宮城県仙台市
福島銀行	福島県福島市
大東銀行	福島県郡山市

2. 避難されている方が預金の払戻しを行える銀行（払戻可能銀行）

預金払戻しのお手続き及び払戻しは、以下の全国 118 の銀行で行うことができます。

※ ゴシック表示の銀行は、当協会会員行です。

北洋銀行、きらやか銀行、北日本銀行、仙台銀行、福島銀行、大東銀行、東和銀行、栃木銀行、京葉銀行、東日本銀行、東京スター銀行、八千代銀行、神奈川銀行、大光銀行、長野銀行、富山第一銀行、福邦銀行、静岡中央銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、大正銀行、みなと銀行、島根銀行、トマト銀行、もみじ銀行、西京銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行、高知銀行、福岡中央銀行、佐賀共栄銀行、長崎銀行、熊本ファミリー銀行、豊和銀行、宮崎太陽銀行、南日本銀行、沖縄海邦銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、みずほコーポレート銀行、埼玉りそな銀行、イオン銀行、

北海道銀行、青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、東邦銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、千葉銀行、千葉興業銀行、東京都民銀行、横浜銀行、第四銀行、北越銀行、山梨中央銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山銀行、北國銀行、福井銀行、静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三重銀行、百五銀行、滋賀銀行、京都銀行、近畿大阪銀行、池田泉州銀行、南都銀行、紀陽銀行、但馬銀行、鳥取銀行、山陰合同銀行、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行、福岡銀行、筑邦銀行、西日本シティ銀行、佐賀銀行、十八銀行、親和銀行、肥後銀行、大分銀行、宮崎銀行、鹿児島銀行、琉球銀行、沖縄銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、中央三井信託銀行、住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行

3. 取扱いの概要

項目	内容等
対象となる預金の種類	原則として普通預金、当座預金等の流動性預金とさせていただきます。なお、定期預金については、取引銀行にお問い合わせください。
払戻し金額	原則として法人・個人とも、1口座につき1日10万円（千円単位）とさせていただきます。
取扱時間（注）	払戻可能銀行の営業店の営業時間内とさせていただきます。
払戻し申込時にご持参いただきたい書類等	以下の書類等をできる限りお持ちください。これらの書類等をお持ちいただきますと、手続きが円滑に行うことができます。 ①預金通帳・証書 ②取引銀行に預金口座を開設された際に、お届けいただいた印鑑 ③運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カードなど預金者のご本人が確認できる書類等 預金通帳・証書、預金者ご本人を確認するための書類等をお持ちでない方も、預金者ご本人の確認ができれば預金の払出しは可能です。銀行窓口でご相談ください。

（注）預金の払出しについては、預金者ご本人の確認を行うため、通常よりお時間がかかることがあります。また、お客様のご来店が、払戻可能銀行の営業店の営業時間終了間際の場合には、お申込関係書類を一旦お預かりさせていただきます、払戻しは翌営業日にさせていただきます場合があります。

4. 取引銀行の照会先

本取扱いについて、ご不明な点がある場合には、以下にお問い合わせ願います。

銀行名	照会先		照会受付時間
きらやか銀行	相談受付ダイヤル	0120-379-305	平日 9～17 時
北日本銀行	被災相談センター	0120-836-236	平日 9～17 時
仙台銀行	事務管理課	0120-863-989	平日 9～17 時
福島銀行	お客様相談所	0120-294-091	平日 9～17 時
大東銀行	総合相談窓口	024-925-1111	平日 9～17 時

以 上